

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01284

研究課題名（和文）葬送法制の再構築 葬送に関する自己決定の実効化に向けて

研究課題名（英文）Reconstruction of Funeral Law: Towards the Effective Self-determination on one's own Funeral

研究代表者

田近 肇 (Tajika, Hajime)

近畿大学・法学部・教授

研究者番号：20362949

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、これまで本研究グループが研究を進めてきた諸外国の墓地埋葬法制との比較や、いわゆる「終活」支援を積極的に行っている地方公共団体への聞き取り調査の結果等を踏まえつつ、葬送に関する自己決定を実効化するための法的な仕組みが必要であることを提唱した。この問題については、令和6年度中に、『日本と世界の墓地埋葬法（仮題）』として、出版する予定である。また、パンデミック下での葬送のあり方について、コロナ禍の下で実際に行われた政策の問題点を明らかにした。なお、本研究では当初、アジア諸国における葬送法制も明らかにする予定であったが、この点はコロナ禍における渡航制限等の影響で断念せざるを得なかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国・地方公共団体は従来、公営墓地の提供や埋葬等の規律を通じて、死者の尊厳を確保しつつ葬送の自由ないし信教の自由に配慮することが求められてきたが、今日、それだけでなく、葬送に関する個人の自己決定とその実現を積極的に支援することが求められることがある。葬送に関する自己決定は、死者が自らこれを実現できない以上、必然的に他の誰か（遺族、地方公共団体、弁護士等）にその実現を託すという制度に依存する。本研究は、個人の自己決定を促進・実効化するための法制度とはどのようなものかという一般的な問題に対し、抽象的な議論ではなく葬送法制という具体的な素材の検討によって答えを与えようと試みたものである。

研究成果の概要（英文）：In this study, we, based on our previous study on the cemetery law and funeral burial law of other countries and on the interviews with the local governments that actively provide so-called "end-of-life" support, proposed the need of a legal mechanism to realize effective self-determination on one's own funeral. Regarding this issue, we plan to publish a book during 2024. In addition, regarding the way funerals should be conducted during the pandemic, we clarified the problems with the policies that were actually implemented during the Covid-19 pandemic. We originally planned to study the funeral laws in Asian countries, but this issue had to be abandoned due to travel restrictions during the Covid-19 pandemic and so on.

研究分野：憲法学

キーワード：墓地埋葬法 葬送の自由 信教の自由 死者の尊厳

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究代表者・研究分担者は本研究以前、科学研究費補助金を受けた共同研究を通じて、諸外国では墓地はその公共性・公益性ゆえに公営墓地が原則とされていること、公的施設である墓地において利用者の信教の自由ないし葬送の自由を確保する仕組みが墓地埋葬法制上定められていること、墓地埋葬法制を考えるに当たっては、葬送の自由だけでなく、「死者の尊厳」も重要であり、信教の自由や葬送の自由と死者の尊厳との調整が必要となってくることを明らかにしてきた。

しかし、研究を進めるにつれ、葬送が多様化する一方で葬送に関する知識・情報を十分にもたない個人が自己の葬送をどうしてよいか分からず自己決定ができないとか、少子化や高齢単身者の増加によって死後に自らの葬送を託すことのできる相手がいない人々が増えているとかいった、墓地制度の問題とは別のところにも個人の葬送の自由・信教の自由の実現を妨げる要因があることに気がつくに至った。それゆえ、墓地埋葬法のみならず研究の対象を限定することなく、広く「死後の事務処理」にかかわる法制度を、葬送に関する個人の自己決定の実効化という視点から全般的に見直し、葬送の自由・信教の自由が実質的に確保されるような「葬送法制」を構想する必要がある。

それゆえ、本研究では、葬送に関する個人の自己決定を実効化する国・地方公共団体の役割を解明し、葬送法制における葬祭業者等の位置づけと役割を解明し、また、国土の狭小、都市部への人口集中、少子化、宗教的多元化といった事情をわが国と同じくするとみられる諸外国、とりわけ韓国およびシンガポールについて、どのような葬送法制・葬送政策がとられているのかを解明することが必要と思われた。これが、研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究は、墓地埋葬法制を素材として、個人の実効的な自己決定を促進・実効化するための法制度とはどのようなものかという一般的な問題に対し、葬送法制という具体的な素材の検討によって答えを与えることも目的としていた。その具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) 葬送に関する個人の自己決定を実効化する国・地方公共団体の役割を明らかにすること

今日、国・地方公共団体には、新しい葬法の出現や社会の宗教的多元化を踏まえ、葬送の自由・信教の自由を妨げない形で墓地・埋葬等を規律するだけでなく、葬送に関する個人の自己決定を実効化するための「終活支援」も求められることがある。それゆえ、葬送に関する個人の自己決定を実効的なものとするため国・地方公共団体には何ができるのか、そのためにどのような制度的な仕組みを用意する必要があるのかを、現に行われている「終活支援」事業の実情を調査することなどを通じて明らかにすることを目的としていた。

(2) 葬送法制における葬祭業者等の位置づけと役割を明らかにすること。

従来、墓地埋葬法制の中では葬祭業者や墓石業者などはその存在が等閑視されてきたが、葬送は多くの場合、これに関する知識・情報を有し、必要な財・役務を提供するそれらの事業者や宗教者・宗教法人の手を借りて行われるというのが現実である。そのため、葬送に関する知識・情報を個人に対して提供し、葬送に関して個人が行った自己決定を実現するうえで、葬祭業者・墓石業者等の事業者、宗教者等、弁護士等がどのような役割を果たしうるか、それらを葬送法制上どのように位置づけることができるのかを明らかにすることを目的としていた。

(3) わが国と類似した条件の下におかれた諸外国の葬送法制・葬送政策を明らかにすること

従来、本研究の研究代表者・研究分担者は、本研究以前、フランス・ドイツ・イタリアといった西欧諸国の墓地埋葬法制と比較法的な研究を進めてきたが、アジア諸国の中には、国土の狭小、都市部への人口集中、少子化、宗教的多元化といった事情を抱えているという点で、わが国と課題を共通にしている国があり、とりわけ韓国およびシンガポールについて、祖先祭祀の観念の強弱、宗教ごとの葬送慣習、都市部における墓地不足の有無といった社会的条件を調査し、わが国との異同を明らかにしたうえで、いかに葬送の自由・信教の自由が尊重されているかに注目しつつ、どのような葬送法制・葬送政策がとられているのかを明らかにすることを目的としていた。

3. 研究の方法

本研究は、上記の「研究の目的」に対応して、大きく分けて三段階の研究から成っていた。

(1) 葬送に関する個人の自己決定を実効化する国・地方公共団体の役割の解明

第一に、墓地埋葬法および全国の地方公共団体の墓地条例や散骨条例を分析し、新しい葬法の出現や社会の宗教的多元化を踏まえ、葬送の自由・信教の自由を妨げない墓地・埋葬等の規律のあり方を明らかにする。第二に、今日地方公共団体には「終活支援」も求められているという現実を踏まえ、現に行われている「終活支援」事業の実情を調査する。これらを通じて、葬送に関する個人の自己決定を実効的なものとするため国・地方公共団体には何ができるのか、そのためにどのような制度的な仕組みを用意する必要があるのかを、明らかにする。

(2) 葬送法制における葬祭業者等の位置づけと役割の解明

葬送に関する知識・情報を個人に対して提供するうえで、葬送に関して知識・情報を有する葬祭業者・墓石業者等の事業者、宗教者等がどのような役割を果たしているのかについて、それらの事業者等に対する聞き取り調査を通じて明らかにする。また、葬送に関して個人が行った自己決定を実現するうえで、葬祭業者等の事業者、宗教者、弁護士等がどのような役割を果たしているのかについて、弁護士や民事法研究者等と協力しながら解明する。

(3) わが国と類似した条件の下におかれた諸外国の葬送法制・葬送政策の解明

韓国およびシンガポールにおける葬送法制・葬送政策について、両国の研究者・実務家等と研究会を開催し、また、必要に応じて現地調査を行うことによって明らかにする。

4. 研究成果

本研究期間の開始の当初から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という出来事があり、必ずしも思い通りに研究を行うことができなかったが、それでも、次のような研究成果を挙げることができた。

(1) 葬送に関する個人の自己決定を実効化する国・地方公共団体の役割の研究

コロナ対応でただでさえ忙殺されている地方公共団体の関係者を聞き取り調査で煩わすことは気が引けたが、2022年3月には、神奈川県横須賀市役所および大和市役所において、終活支援事業の担当者から両市における終活支援事業の概要や実情等について話を聞くことができ、地方公共団体の終活支援事業のあり方について考察を深めることができた。

葬送秩序が変容する中で、個人の葬送の自由をどのように捉え、また、どのように実現すべきかについての考察は、「5. 主な発表論文等」欄に記した「死の個人化と法」「新しい葬法の登場と『甲う秩序』」と題する論稿として公表した。また、散骨という新しい葬法をめぐる法的規律の問題に関しては、「5. 主な発表論文等」欄に記した「葬送の自由と死者の尊厳」、また「散骨と日本社会の変化」以下6本の論考において、比較法的な検討および刑法・散骨規制条例に関する検討を行った。

これらの研究の成果は、現在、1冊の書籍にまとめて出版すべく準備を進めている。現時点では、その刊行時期は確定していないが、すでに再校まで終わりつつあるので、令和6年中には出版できるものと考えている。

(2) パンデミック下における葬送政策のあり方の研究

この研究テーマは、当初の研究計画にはなかったが、後述するように韓国・シンガポールの葬送法制の研究がコロナ禍のため思うように進まなかったため、急遽、この問題についての研究を進めることにした。

この問題に関しては、2023年6月に東北大学で開催された日仏共同研究セミナー「パンデミックにおける感染症対策と人権 III」に参加し、「Funerals during the Covid-19 pandemic in Japan」の演題で報告を行った。この報告は、「LE DOMAINE FUNÉRAIRE AU JAPON : LA POLITIQUE SANITAIRE NON COERCITIVE MAIS AMBIGUË」のタイトルですでにフランス語版が公表され、2024年5月中に日本語版が公表されることになっている。この中で、法令によって法的拘束力をもつ形で葬送や埋葬等を規制した諸外国とは異なり、わが国におけるコロナ下での葬送政策は、「寺務連絡」や「ガイドライン」を用いた「自粛要請」という形で事実上の規制が行われたという点が特徴的であり、そうしたやり方にもメリットはないわけではないが、反面で、その曖昧さが医療機関・葬祭事業者・火葬場の過剰反応を招いてしまったという点で反省が必要ではないかということを示唆した。

(3) 韓国・シンガポールの葬送法制の解明

この問題については、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による渡航制限等がなされたため、現地調査等のフィールドワーク的な研究は断念せざるを得なかった。とはいえ、2022年8月22日に、大韓民国法制研究院・上級研究員の Park, Kwang Dong 氏を招いて、オンラインで研究会を行い、韓国において「健全家庭儀礼準則」が定める葬送等の流れ（喪礼 弔事 死亡届 財産整理）がどのようなものか、日本の墓地埋葬法（墓地、埋葬等に関する法律）に相当する韓国の「弔事等に関する法律」（弔事法）がどのようなものか、また、少子化や社会の世俗化に伴って韓国の葬送慣習にどのような変化が生じ、それに対して法制度がどのように対応しようとしているのかについて話を聞くことができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 田近 肇	4. 巻 788
2. 論文標題 葬送の自由と死者の尊厳	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 20-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田近 肇	4. 巻 287
2. 論文標題 散骨と日本社会の変化	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月刊フューネラル・ビジネス	6. 最初と最後の頁 56-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田近 肇	4. 巻 288
2. 論文標題 フランスとイギリスの散骨	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月刊フューネラル・ビジネス	6. 最初と最後の頁 56-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田近 肇	4. 巻 289
2. 論文標題 イタリアとドイツの散骨	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月刊フューネラル・ビジネス	6. 最初と最後の頁 68-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田近 肇	4. 巻 290
2. 論文標題 散骨と刑法・墓地埋葬法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月刊フューネラル・ビジネス	6. 最初と最後の頁 60-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田近 肇	4. 巻 291
2. 論文標題 散骨・散骨場の規制条例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 月刊フューネラル・ビジネス	6. 最初と最後の頁 60-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田近 肇	4. 巻 292
2. 論文標題 散骨のルール化に向けて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 月刊フューネラル・ビジネス	6. 最初と最後の頁 26-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田健介	4. 巻 39
2. 論文標題 イギリスの墓地埋葬法制	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 宗教法	6. 最初と最後の頁 47-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 788
2. 論文標題 死の個人化と法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 12-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片桐直人	4. 巻 92巻9号
2. 論文標題 新しい葬法の登場と『申う秩序』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 110-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 田近 肇
2. 発表標題 Funerals during the Covid-19 pandemic in Japan
3. 学会等名 日仏共同研究セミナー「パンデミックにおける感染症対策と人権 III」(国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Guillaume Rousset, Haluna Kawashima, Philippe Pedrot, Tetsu Isobe	4. 発行年 2024年
2. 出版社 Bruylant	5. 総ページ数 392
3. 書名 Concilier sante et droits fondamentaux en periode de pandemie - Une analyse juridique des experiences	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	鈴木 龍也 (Suzuki Tatsuya) (30196844)	龍谷大学・法学部・教授 (34316)	
研究分担者	片桐 直人 (Katagiri Naoto) (40452312)	大阪大学・大学院高等司法研究科・教授 (14401)	
研究分担者	上田 健介 (Ueda Kensuke) (60341046)	上智大学・法務研究科・教授 (32621)	
研究分担者	大石 眞 (Oishi Makoto) (90091660)	京都大学・法学研究科・名誉教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関